建第　１３９　号
令和２年４月１４日

建築関係団体の長　殿

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課長

「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」による区域指定に係る
建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率等の数値の変更について（通知）

このたび、本県においては、河合町の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さに係る数値を変更します。今回変更する数値は、令和２年４月２１日付けの県公報で告示を行い、同日付けで施行いたします。

つきましては、別添の内容について、会報誌等への掲載及び貴職における掲示等による貴会の会員等への周知をよろしくお願いします。

問い合わせ先
奈良県県土ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ部地域デザイン推進局
建築安全推進課建築審査係
TEL　0742(27)7561
FAX　0742(27)7790

奈良県
建設業協会
2.4.16
受付第73号

令和2年4月21日から河合町の一部において
市街化調整区域における容積率等の制限が変わります！

このたび、県では、河合町の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さに係る数値を変更しました。今回変更した数値は、令和２年４月２１日から適用されます。

詳しい内容については、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課及び高田土木事務所建築課並びに河合町まちづくり推進部まちづくり推進課に備え置く図書で確認してください。

◆ 閲覧及び問い合わせ先 ◆

奈良県県土マネジメント部

地域デザイン推進局建築安全推進課	（ 電話　0742-27-7561 ）
奈良県高田土木事務所建築課	（ 電話　0745-52-1594 ）
河合町まちづくり推進部まちづくり推進課	（ 電話　0745-57-0200 ）

ご　注　意

令和２年４月２１日までに、都市計画法に基づく開発許可等の所要の手続き及び建築基準法に基づく確認済証の交付を受けていても、令和２年４月２１日以降に建築工事に着手する場合は、変更後の容積率等の規制を受けます。

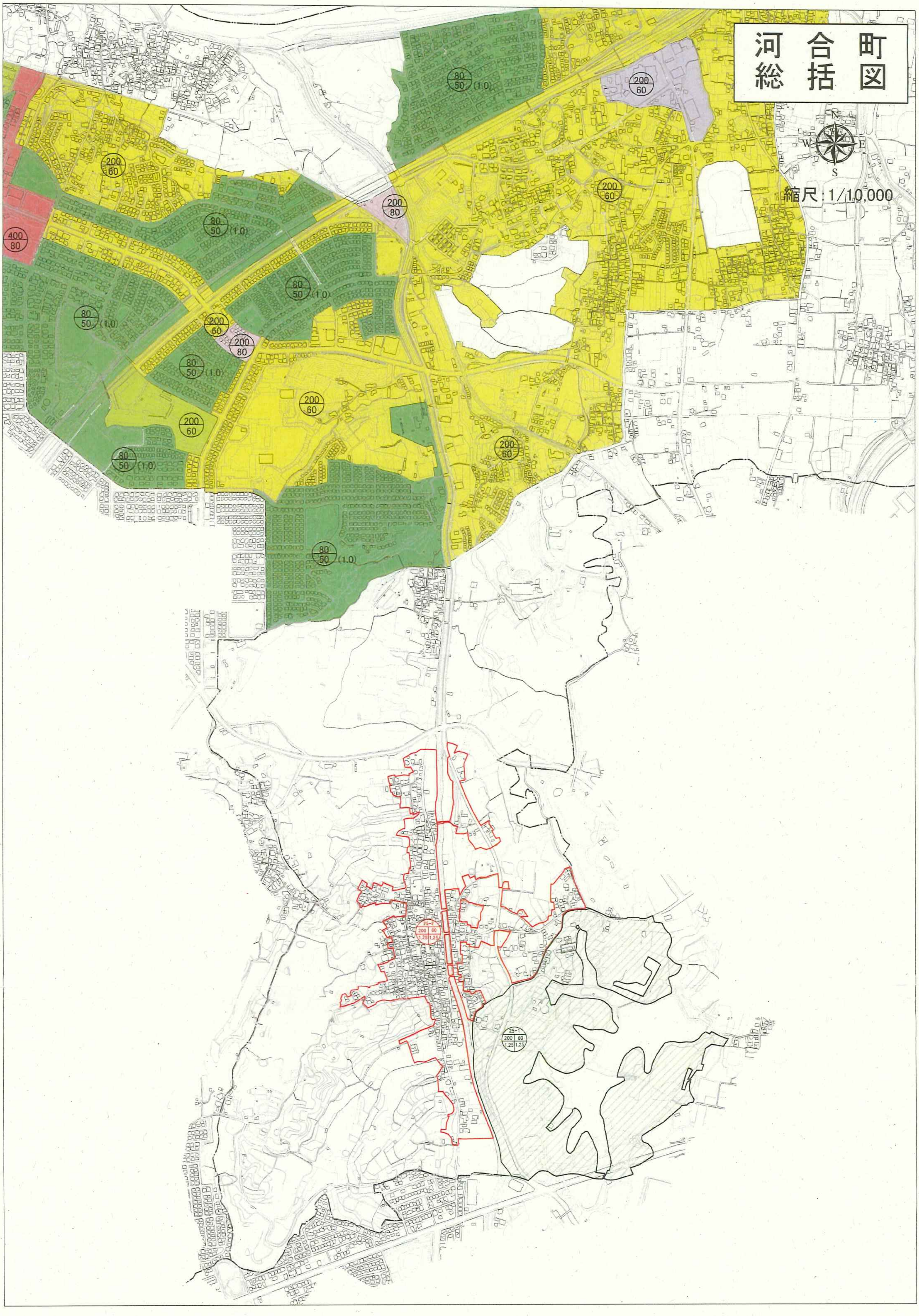
河合町
総括図
N
W
E
S
縮尺：1/10,000
200
60
200
80
80
50
(1.0)
400
80
25-1
200 60
1.25 1.25

河合町
割付図

縮尺:1/5,000

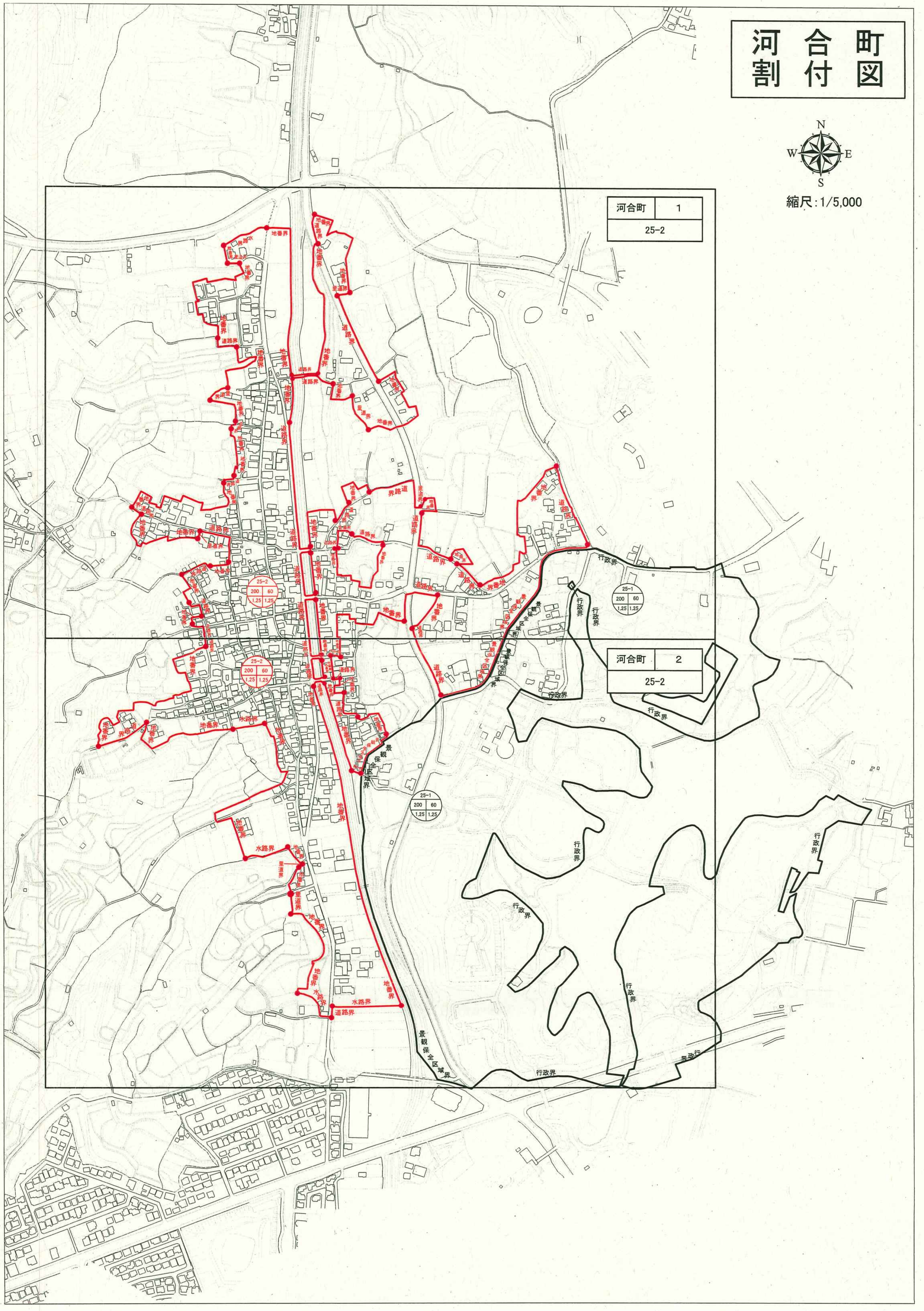

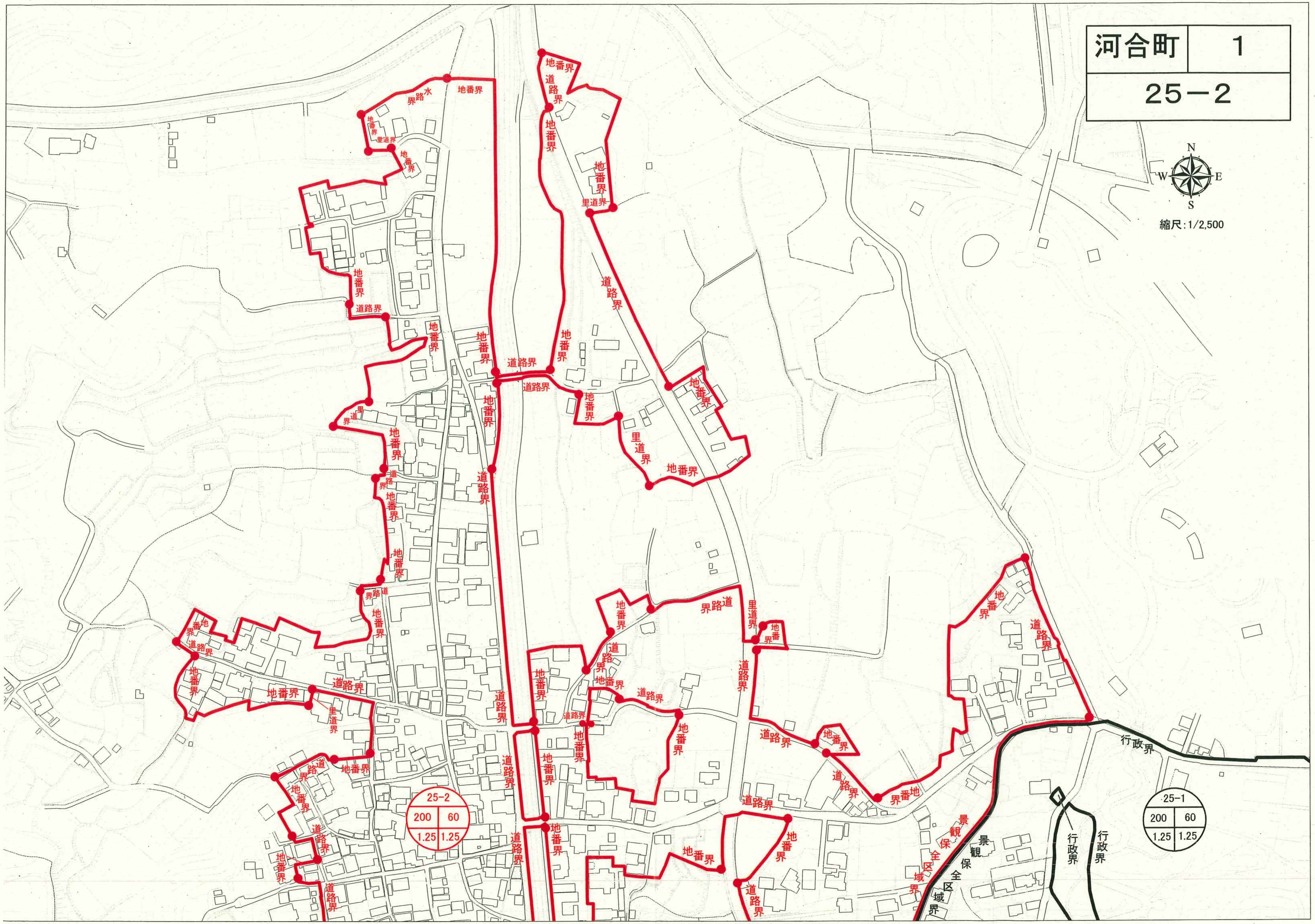

河合町
1
25－2
N
W
E
S
縮尺:1/2,500
地番界
道路界
里道界
水路界
行政界
景観保全区域界
25-2
200
60
1.25
1.25
25-1
200
60
1.25
1.25

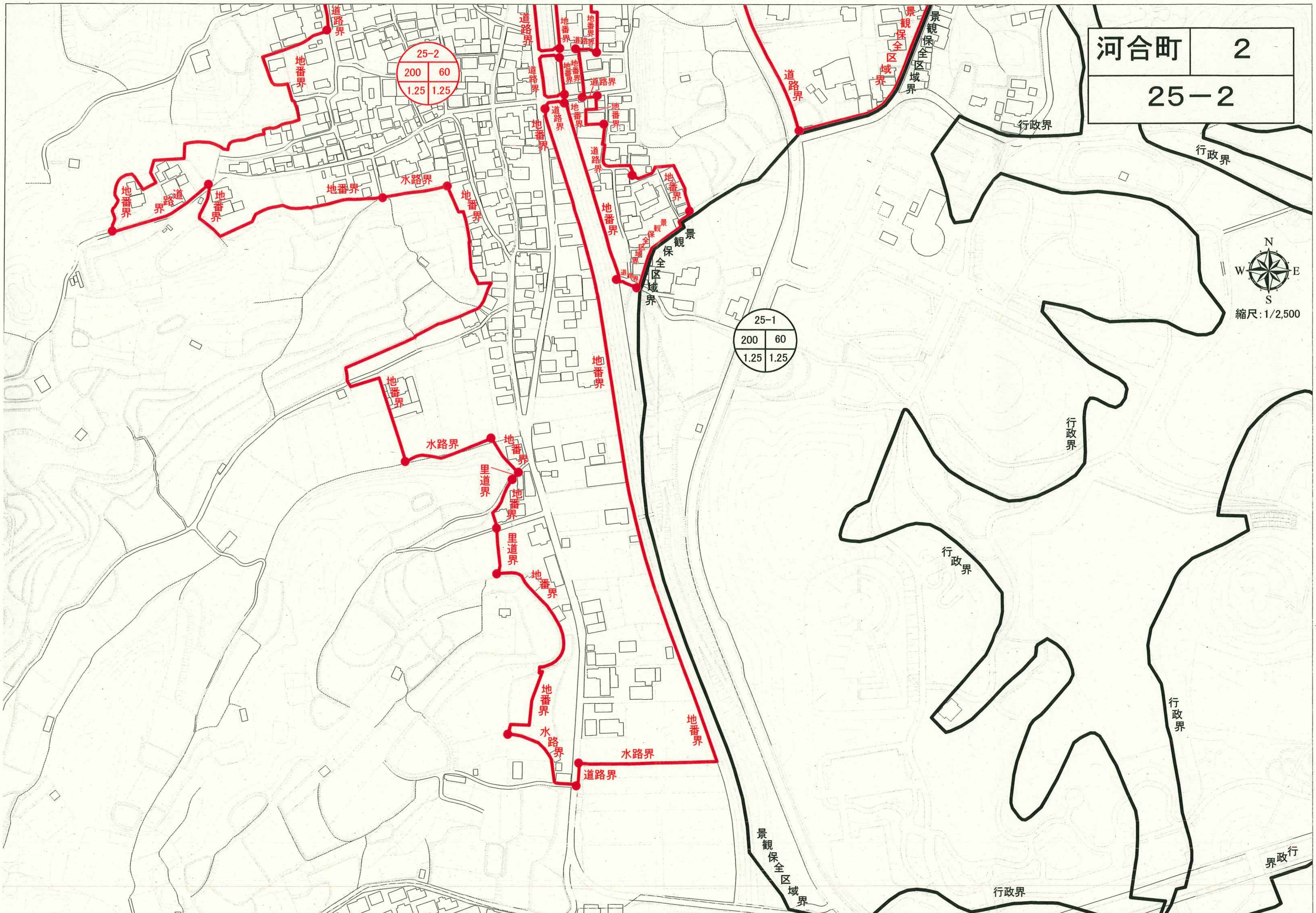
河合町
2
25－2
25-2
200
60
1.25
1.25
25-1
200
60
1.25
1.25
縮尺:1/2,500
N
S
E
W
道路界
地番界
水路界
里道界
景観保全区域界
行政界